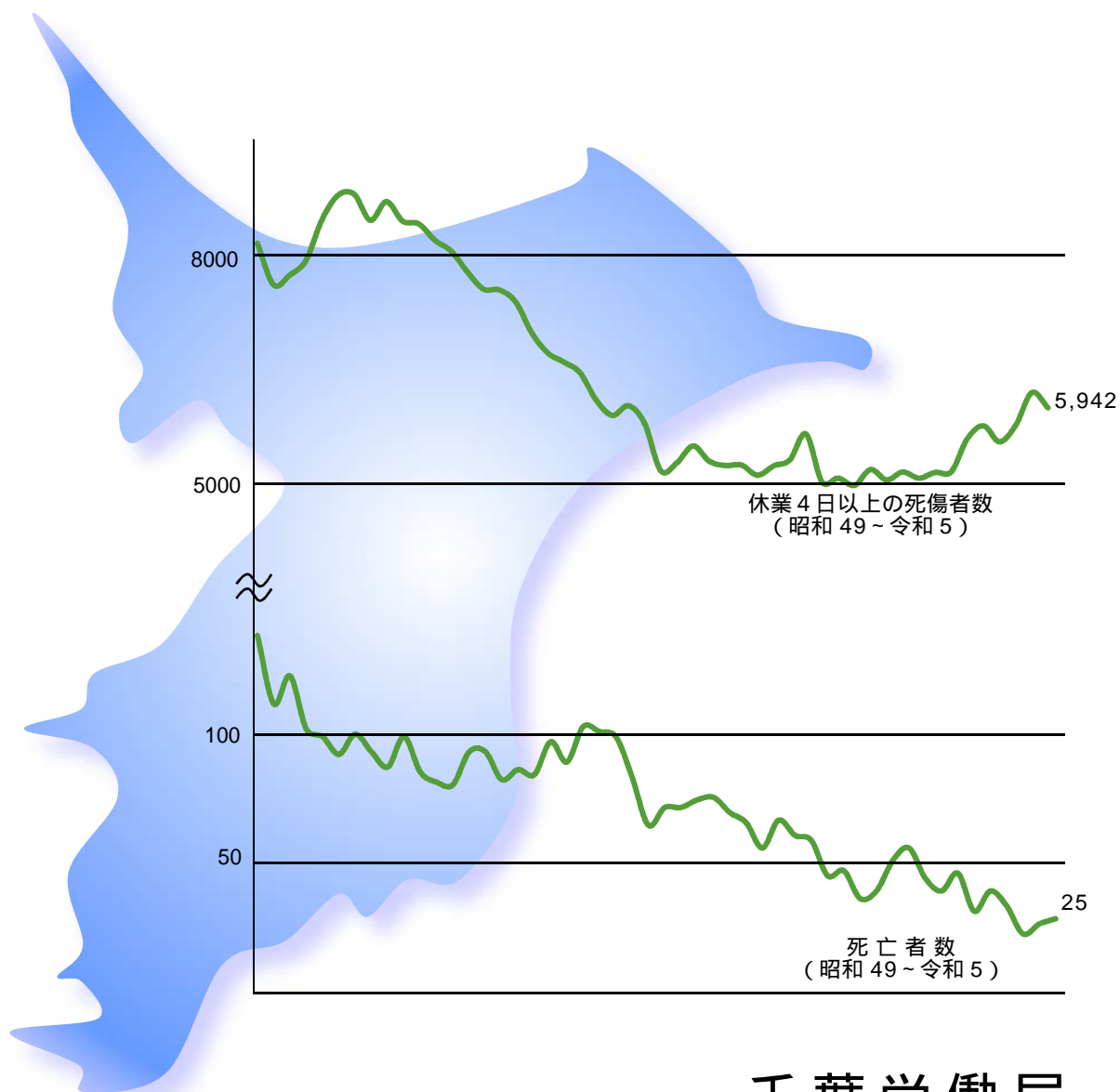


令和6年度版

# グラフで見る 千葉県の 労働災害の現状



千葉労働局

令和6年度全国安全週間 7月1日～7日

スローガン

「危険に気付くあなたの目  
そして摘み取る危険の芽  
みんなで築く職場の安全」

## 目次

1	はじめに	1
2	労働災害の推移	2
3	増加する死傷者数、特に第三次産業等で大幅な増加	4
4	死亡災害の多い製造業、建設業、運輸交通貨物業	5
5	行動災害の増加と繰り返される在来型労働災害	6
6	業種によって異なる災害発生のパターン	8
7	高年齢労働者の労働災害発生状況	10
8	中小規模事業場に多い死亡災害	12
9	監督署別の労働災害発生状況	13
10	依然として増加傾向の有所見率	14
11	過労死等の労災補償状況の推移	15
12	令和5年の死亡災害	16
13	参考資料（事故の型・起因物分類）	18

# 1 はじめに

## 1 . 令和 5 年の労働災害の概要

全国の労働災害による死傷者数（新型コロナウイルス感染症によるものを除く休業 4 日以上の労働災害。以下同じ）は、長期的には減少傾向にありましたが、近年は増加傾向を示しており、令和 5 年は、135,371 人（前年同期比 2.3%増）となりました。また、死亡者数は、令和 5 年は 8 年連続で 1,000 人を下回り、755 人（前年同期比 2.5%減）となりました。

千葉県内における令和 5 年の労働災害による死傷者数は、5,942 人（前年同期比 3.2%減）となりました。なお、外数である新型コロナウイルス感染症による死傷者数は、1,273 人と令和 4 年の同死傷者数 6,407 人から大きく減少しました。

業種別にみると、製造業（2.3%増）等で前年より増加したものの、その他の事業（第三次産業）建設業、陸上貨物運送業等で減少しました。なお、新型コロナウイルス感染症による死傷者数は、医療保健業及び社会福祉施設の 2 業種で約 93%を占めています。また、死傷者の 26.6%が 60 歳以上の労働者となっています。

一方で千葉県内の死亡者数は 25 人と、前年より 2 人（8.7%）増加したものの、過去 3 番目に少ないものでした。業種別では建設業（10 人）が最多となっており、次いで製造業（5 人）となっています。

千葉県内の労働者の健康状況については、令和 5 年は 56.3%の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中脂質、血圧、肝機能に係る有所見率が高くなっています。また、令和 4 年度における千葉県内の脳・心臓疾患の労災保険請求受理件数は前年比 4 件減の 30 件となり、一方で精神障害の労災保険請求受理件数は前年比 14 件増の 108 件と過去最多となりました。

## 2 . 令和 6 年度の主要対策

令和 6（2024）年度は第 14 次労働災害防止計画の 2 年目です。

令和 4（2022）年と比較して、死亡災害を 5%以上減少、死傷災害を減少に転じさせる目標を達成するため、次の対策等を推進します。

### （1）自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

労働者の協力を得て主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備を図ります。

### （2）労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策及び高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

転倒・腰痛等災害による経済的損失の見える化を図り、転倒等災害防止の装備、設備等の普及、促進に取り組めます。また、高年齢労働者の労働災害が増加していることから、「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発等、職場環境の改善等を推進します。

### （3）業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送業、建設業に対し墜落・転落災害防止対策の推進を図ります。

また、製造業、特に石油コンビナートを重点に、リスクアセスメントの実施とリスクを低減させる取組を推進します。

### （4）化学物質等による健康障害防止対策、労働者の健康確保対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、電離放射線等による健康障害防止対策、熱中症予防対策、過重労働防止対策、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、健康保持増進対策を推進します。

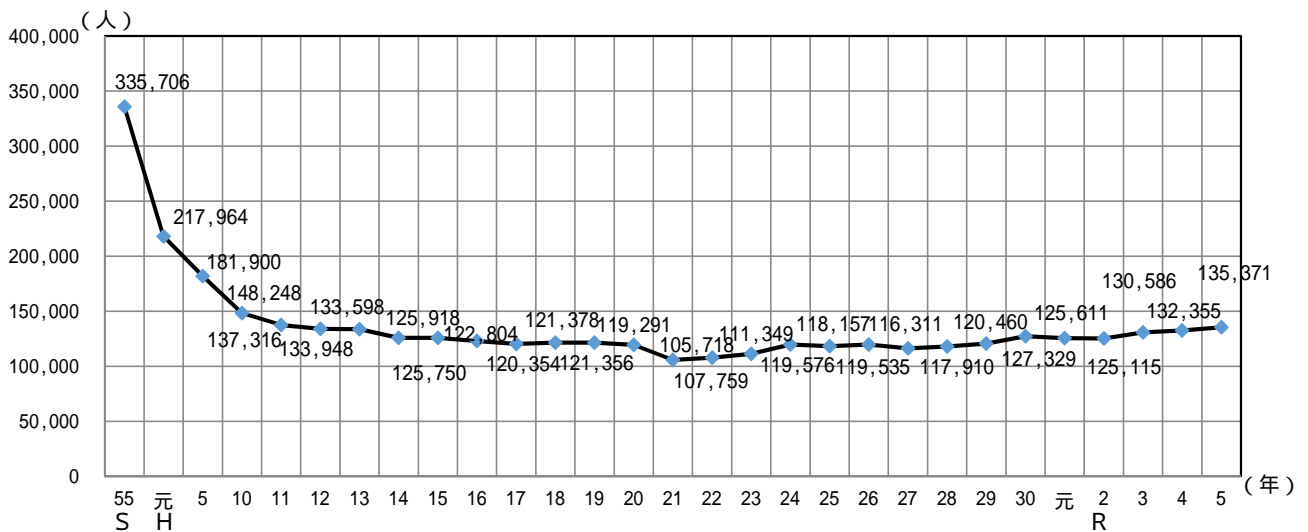
## 2 労働災害の推移

### 1. 全国

労働災害による休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数は、昭和36年の481,686人（当時は休業8日以上<sup>2</sup>の死傷者数）をピークとして長期的には減少してきましたが、平成21年に過去最少値を記録して以降、緩やかに増加傾向にありました。令和5年の速報値は前年確定値132,355人を2.3%上回る135,371人となりました。

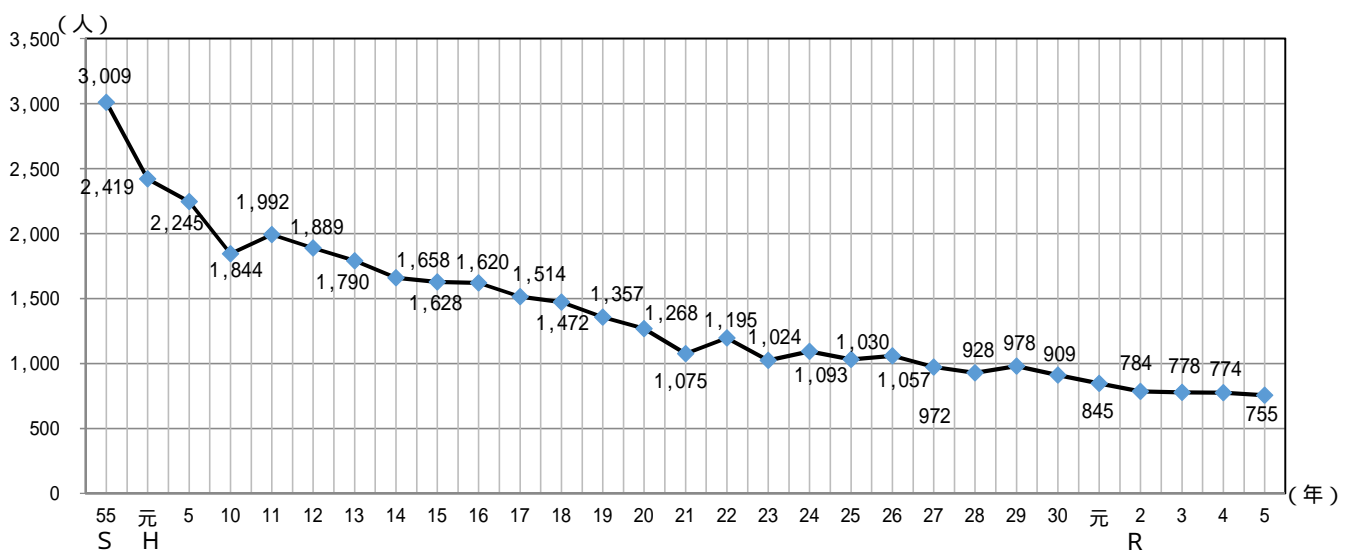
令和5年の死亡災害の速報値は725人となり、過去最少となりました。

#### 全国における死傷者数の推移（全産業）



（注）平成23年までは労災給付データおよび厚生労働省安全課調べ、平成24年以降は労働者死傷病報告による。  
平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害(2,827人)を除く。  
新型コロナ関連（R5年33,637人（速報値）R4年155,989人、R3年19,332人、R2年6,041人）を除く。

#### 全国における死亡者数の推移（全産業）



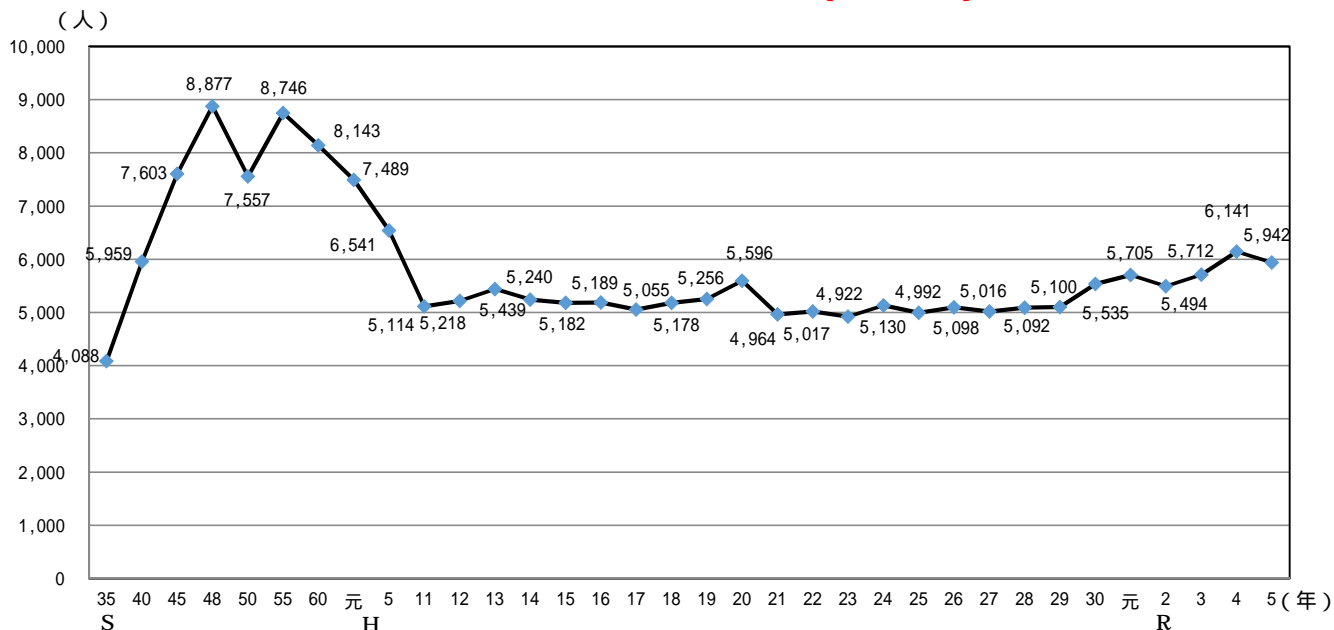
（注）平成23年は東日本大震災を直接原因とする災害(1,314人)を除く。  
死亡者数は厚生労働省安全課調べ。  
新型コロナ関連（R5年4人、R4年13人、R3年89人、R2年18人）を除く。

## 2. 千葉県内

労働災害による休業4日以上死傷者数は、昭和48年の8,877人をピークとしてその後減少を続け、平成11年以降は5,000人前後と横ばい状態で推移し、平成23年には労働安全衛生法施行（昭和47年）以降最少となりました。平成28年から再び増加に転じ、令和5年は前年比199人（3.2%）減の5,942人となりましたが、過去25年間において前年に次ぐ2番目に多い死傷者数となりました。

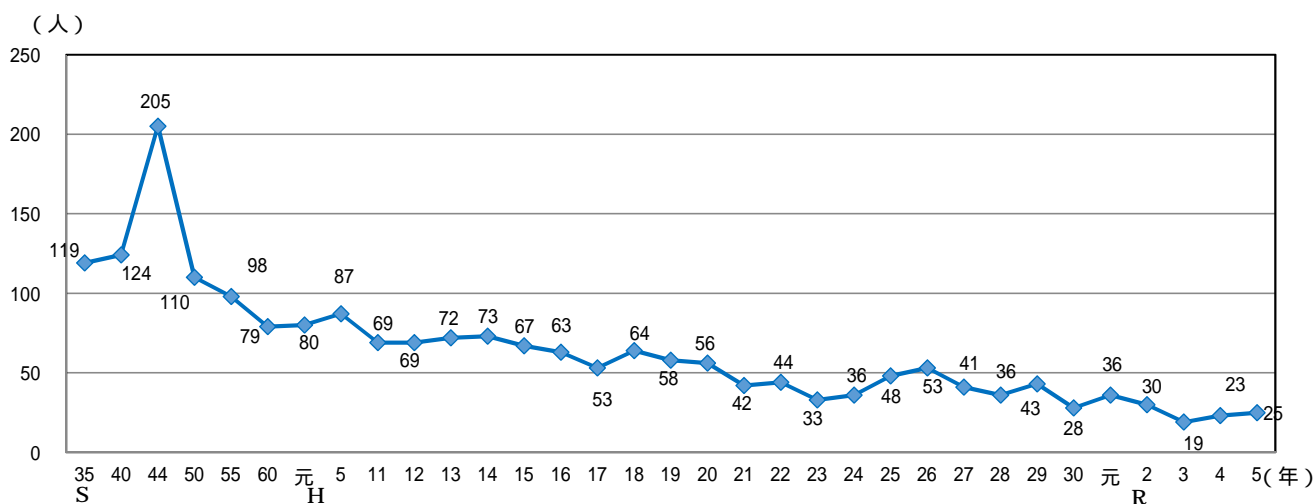
死亡者数は、昭和40年代の205人をピークに減少傾向が続いており、令和3年は過去最少の19人となりました。令和5年は前年比2人増加の25人となっています。

### 千葉県における死傷者数の推移（全産業）



（注）昭和29年～47年は休業8日以上、昭和48年以降は休業4日以上。  
平成23年までは労災給付データ、平成24年以降は労働者死傷病報告による。  
新型コロナ関連（R5年1,273人、R4年6,407人、R3年1,033人、R2年384人）を除く。

### 千葉県における死亡者数の推移（全産業）



（注）死亡者数は千葉労働局調べ。  
新型コロナ関連（R3年2人、R2年1人）を除く。

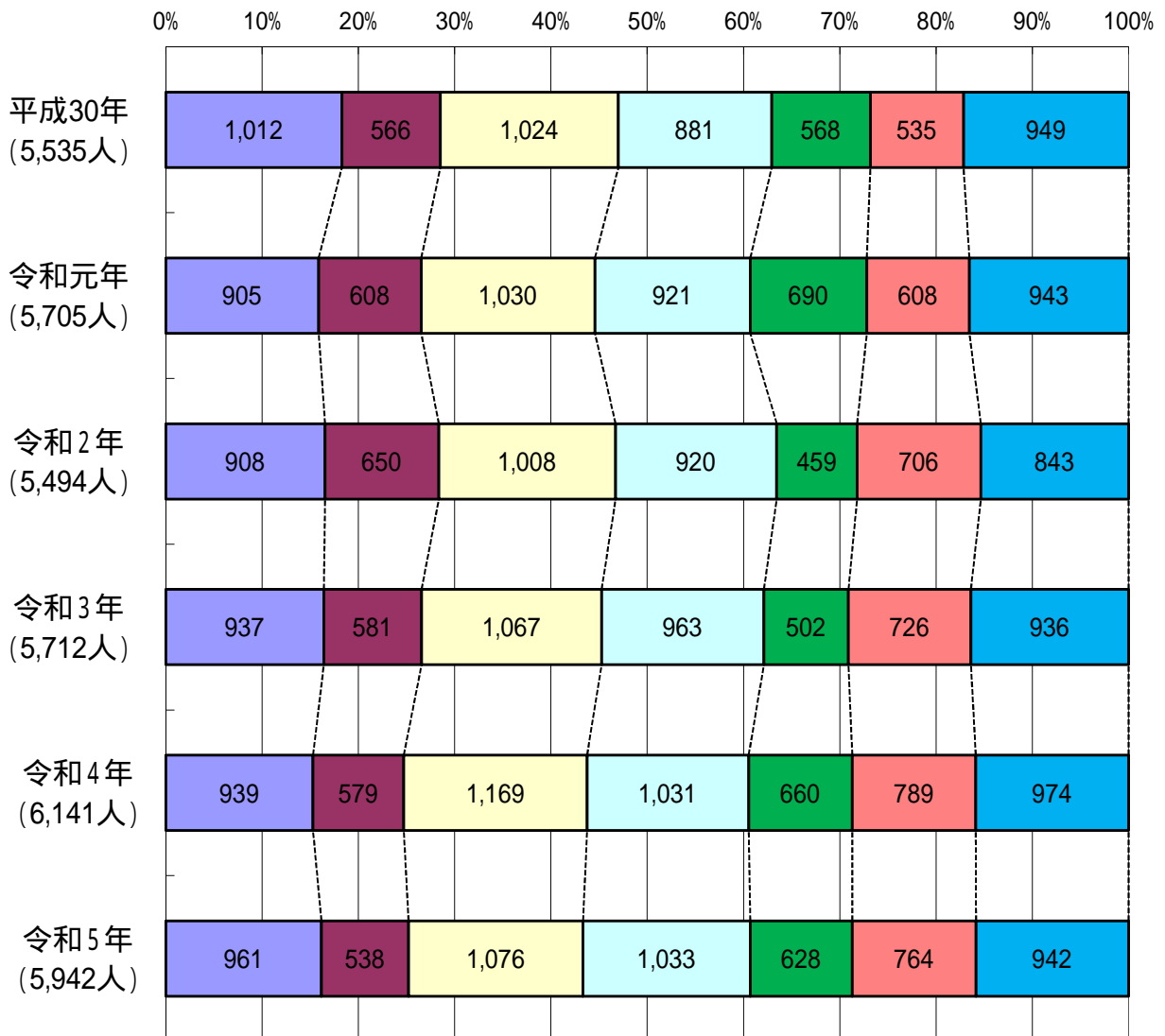
### 3 増加する死傷者数、特に第三次産業等で大幅な増加

業種別に過去5年間の推移をみると、商業・保健衛生業などの第三次産業で増加傾向となっており、全産業の死傷者の半数以上を占めています。

建設業の死傷者数は減少傾向にあり、令和5年は538件と全産業合計に対する割合は9.1%となっています。

#### 業種別・年別死傷者数

■製造業 ■建設業 □運輸交通貨物業 □商業 ■接客娯楽業 ■保健衛生業 ■その他



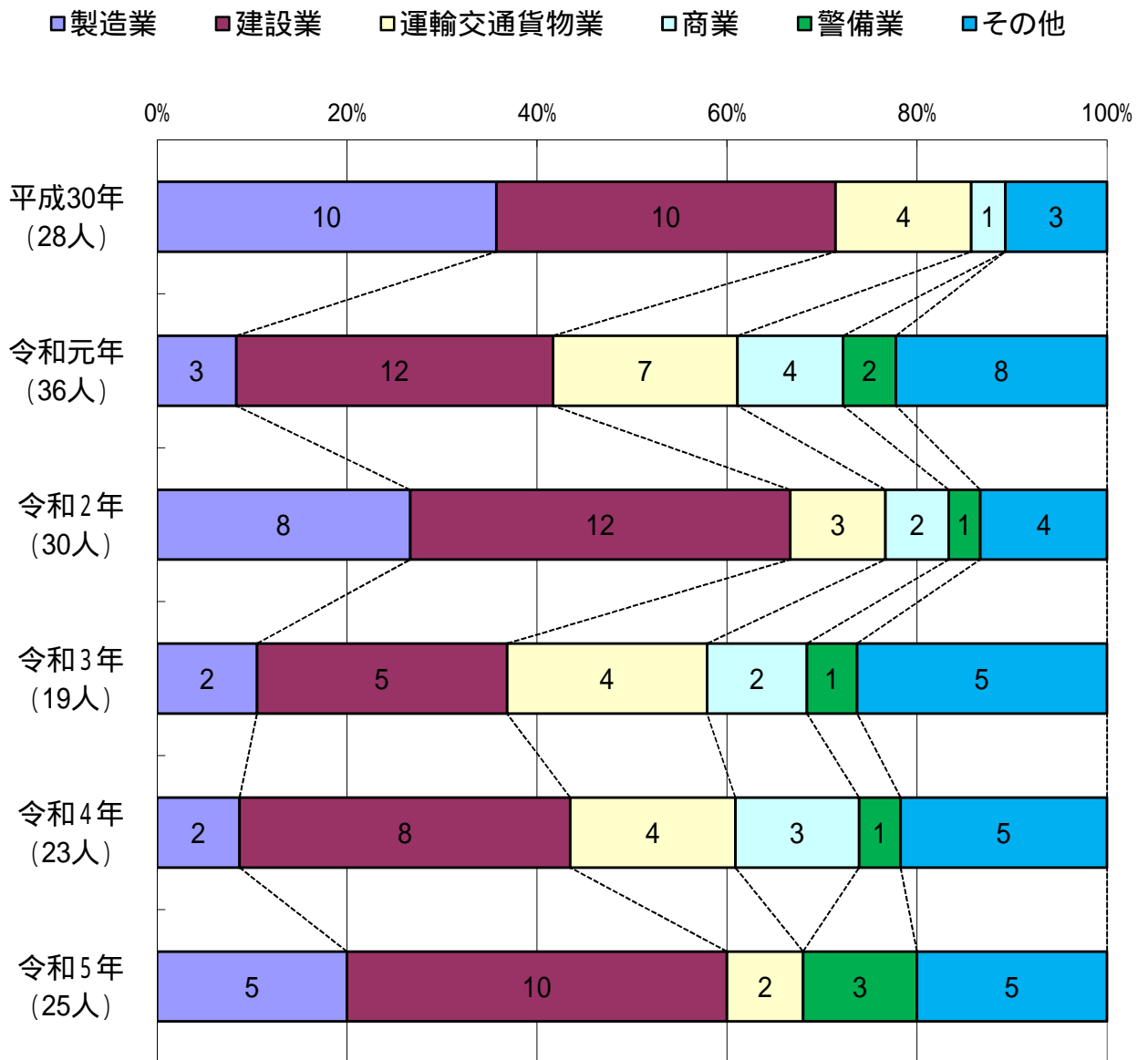
(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。  
死傷者数は、労働者死傷病報告による。  
新型コロナウイルス感染症関係を除く。

## 4 死亡災害の多い製造業、建設業、運輸交通貨物業

令和5年の死亡者数は、製造業5人、建設業10人、運輸交通貨物業2人など25人となり、過去最少であった令和3年と比べて6人増加しました。

対前年比の状況は、製造業で3人、建設業で2人増加、運輸交通貨物業は2人の減少となりました。

### 業種別・年別死亡者数



(注) 運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。  
 死亡者数は、千葉労働局調べ。  
 新型コロナウイルス感染症関係を除く。

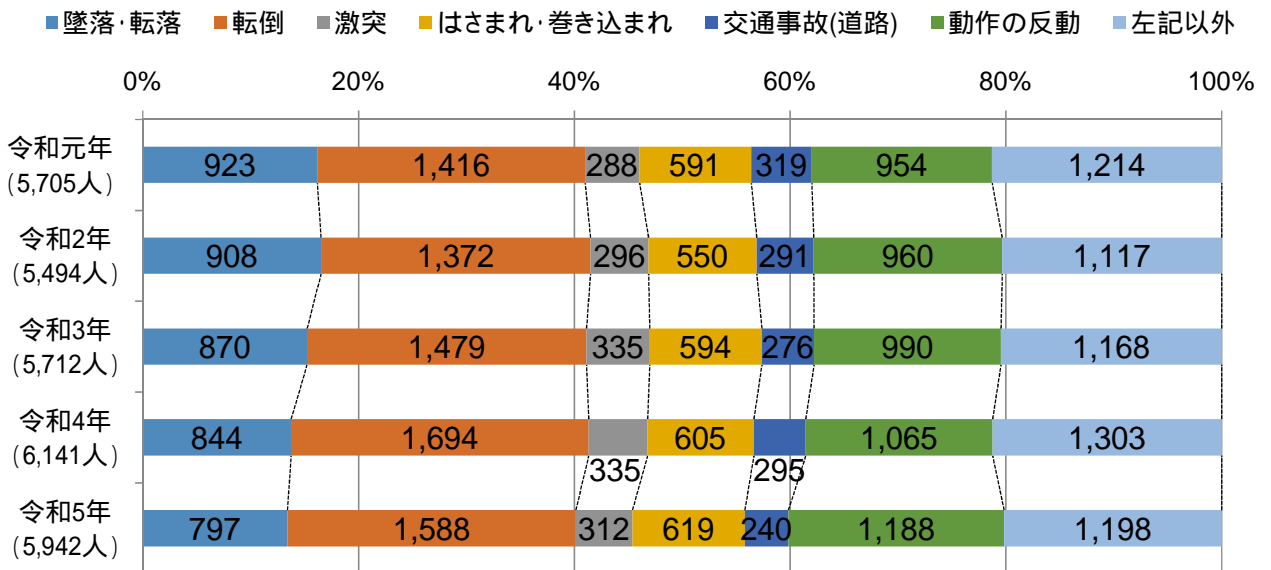
## 5 行動災害の増加と繰り返される在来型労働災害

### 1. 死傷災害

令和5年における千葉県内の死傷者数を事故の型別で見ると、「転倒」が26.7%を占め、次いで「動作の反動」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の順となっています。「転倒」と「動作の反動」の2つの事故の型で46.7%を占めています。依然として在来型の労働災害が発生している一方で、労働者の作業行動に伴う災害が前年より増加しています。

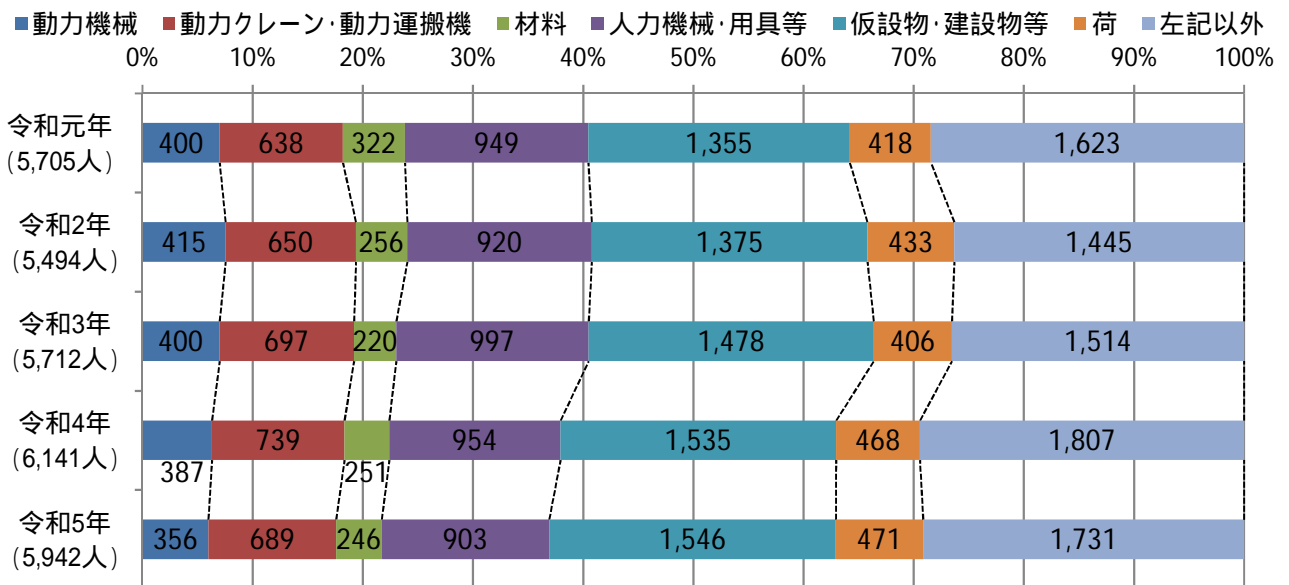
起因物別では、「仮設物・建築物等」、「荷」による災害が前年よりも増加しています。

#### 事故の型別死傷災害発生状況



(注) 事故の型別分類は18ページ参照。  
発生状況は、労働者死傷病報告による。  
新型コロナ関連を除く。

#### 起因物別死傷災害発生状況



(注) 起因物分類は19ページ参照。  
発生状況は、労働者死傷病報告による。  
新型コロナ関連を除く。

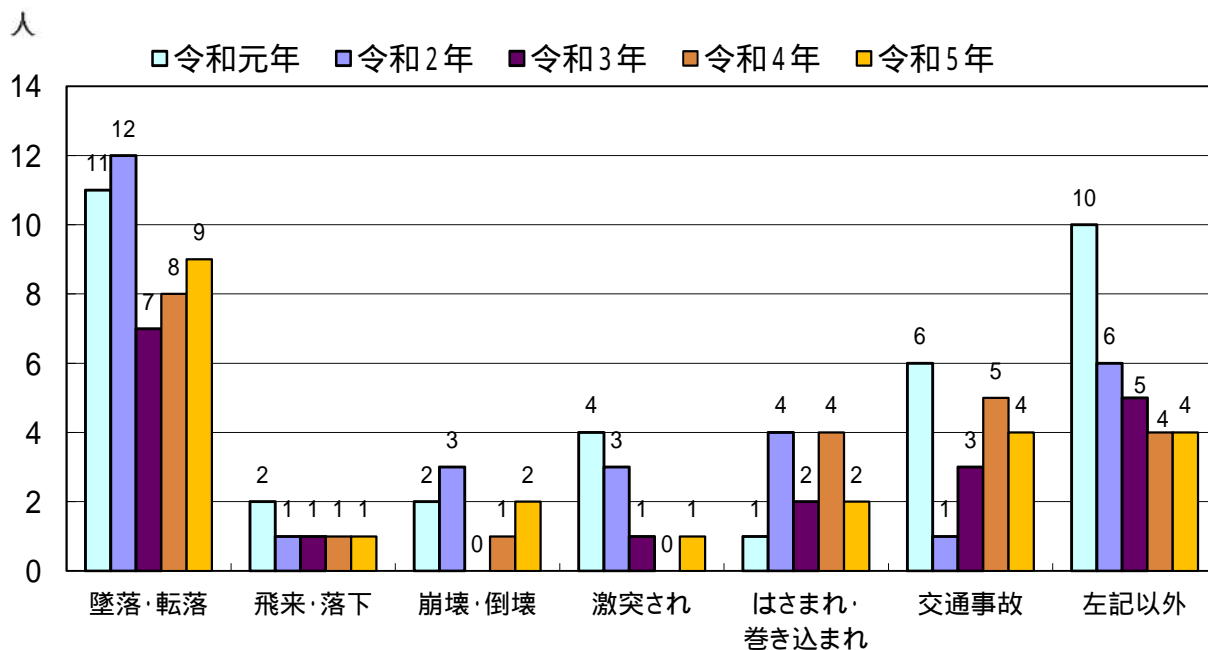


## 2. 死亡災害

令和5年の死亡災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」が最も多く9人(全体の36.0%)、次いで「交通事故」が4人(同16.0%)となっています。令和5年から過去5年間で見ると多い順で「墜落・転落」が47人(35.3%)、「交通事故」が19人(14.3%)となっています。

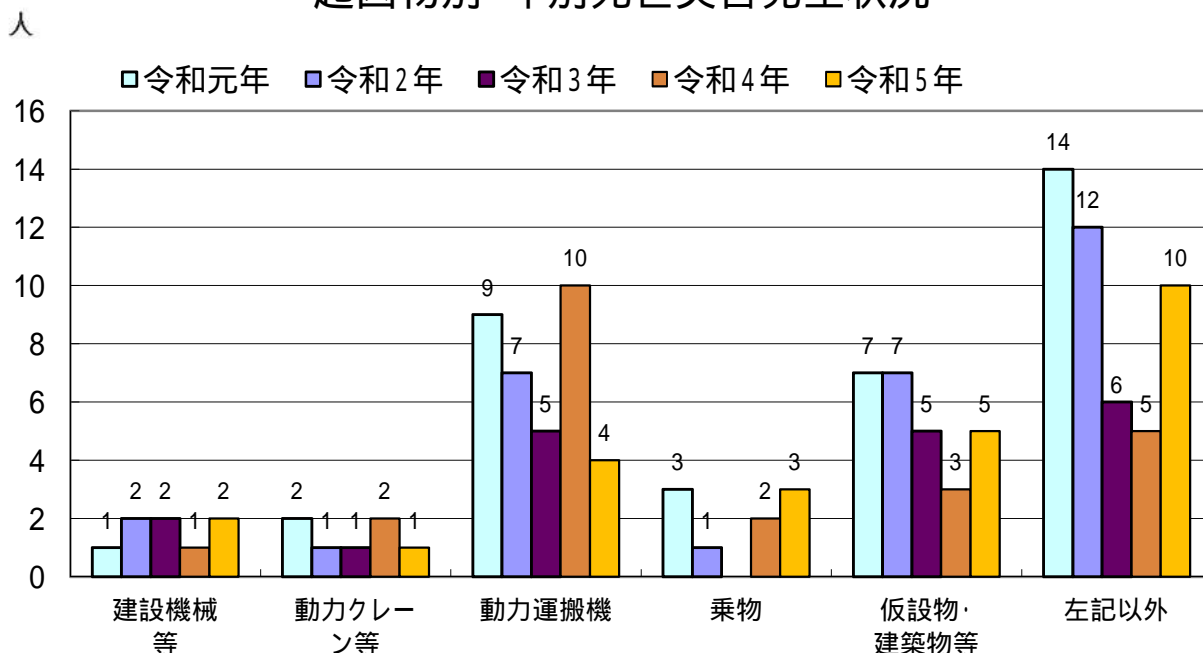
令和5年の死亡災害を起因物別で見ると、「仮設物・建築物等」が最も多く5人(全体の20.0%)、次いで「動力運搬機」4人(全体の16.0%)となっています。令和5年から過去5年間で見ると多い順で「動力運搬機」が35人(26.3%)、「仮設物・建築物等」が27人(20.3%)となっています。

### 事故の型別・年別死亡災害発生状況



(注) 新型コロナ関連を除く。

### 起因物別・年別死亡災害発生状況



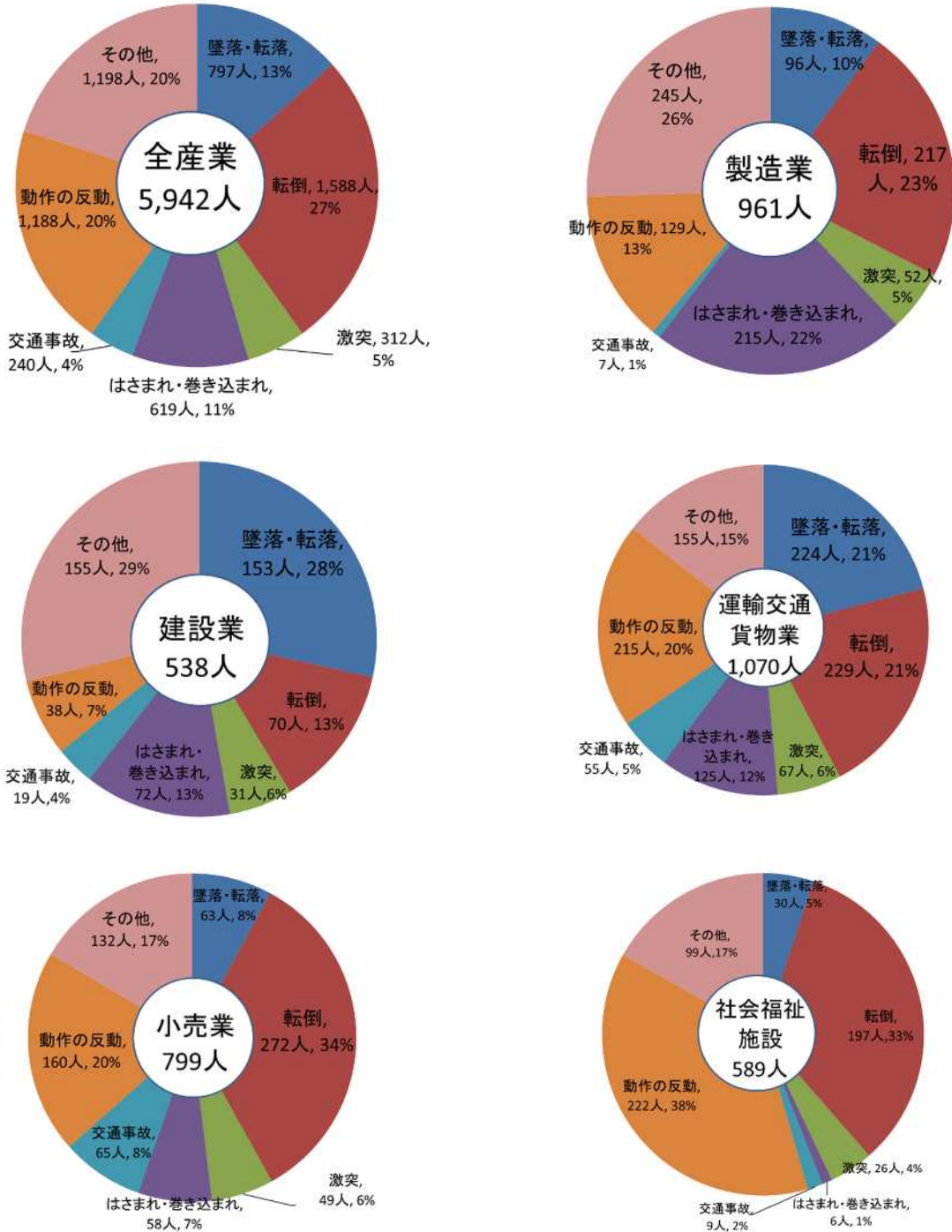
(注) 新型コロナ関連を除く。

## 6 業種によって異なる災害発生のパターン

業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害はそれぞれの業種に特有の傾向を示しています。

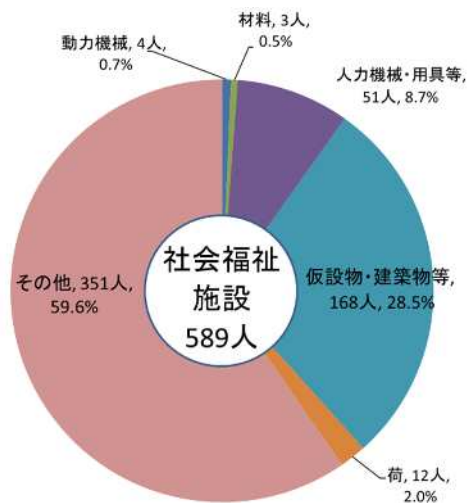
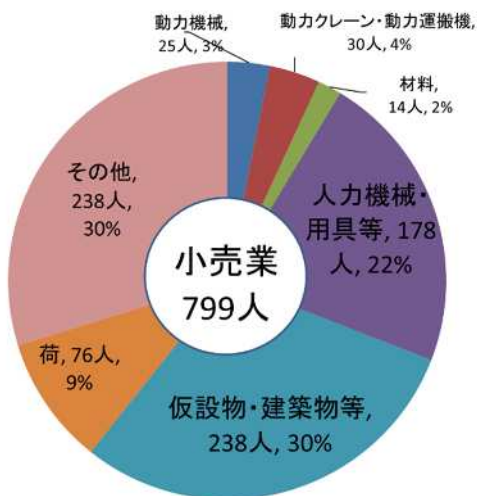
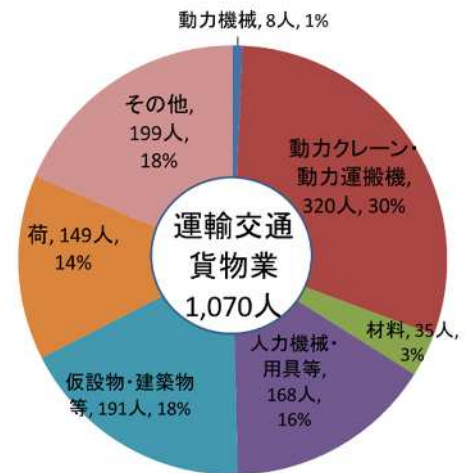
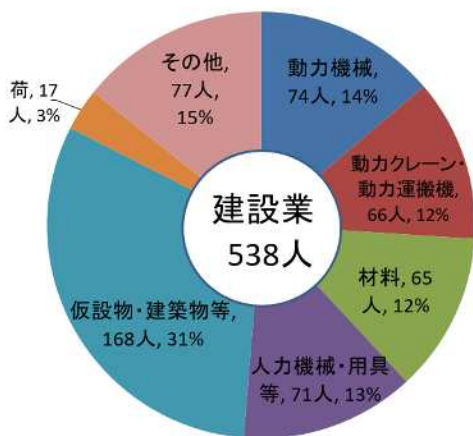
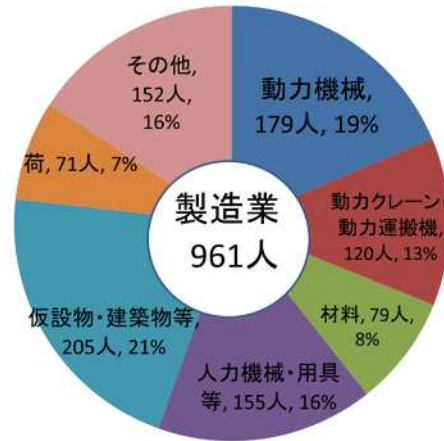
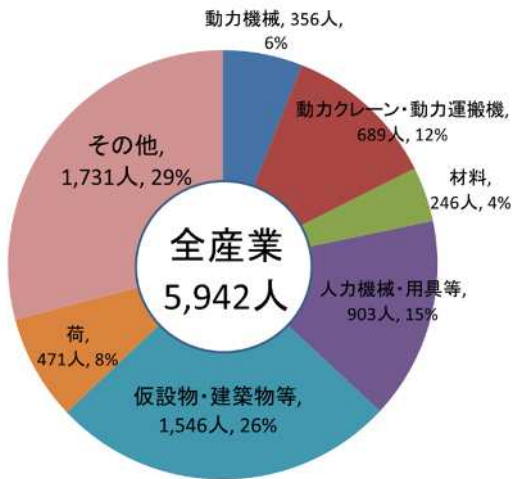
製造業では、転倒災害及び食品加工用機械や金属加工用機械等を使用して作業中に機械にはさまれる災害、建設業では建築物等からの墜落・転落災害、運輸交通貨物業では荷台等からの墜落・転落災害と転倒災害及び動作の反動、小売業では作業面や通路での転倒災害、社会福祉施設ではコロナ関連のほか移動介助中等の腰痛（事故の型：動作の反動・無理な動作）入浴介助中等の転倒災害が多く発生しています。

### 1 事故の型別(令和5年)



(注) 事故の型「交通事故」は道路上のものに限る(「交通事故(道路)」のみの数)。円グラフの「その他」には記載している事故の型以外のもの(新型コロナ関連を除く)の全てが含まれる。「運輸交通貨物業」は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。

## 2 起因物別(令和5年)



(注) 円グラフの「その他」には記載している起因物以外のもの(新型コロナ関連を除く)の全てが含まれる。「運輸交通貨物業」は、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいう。

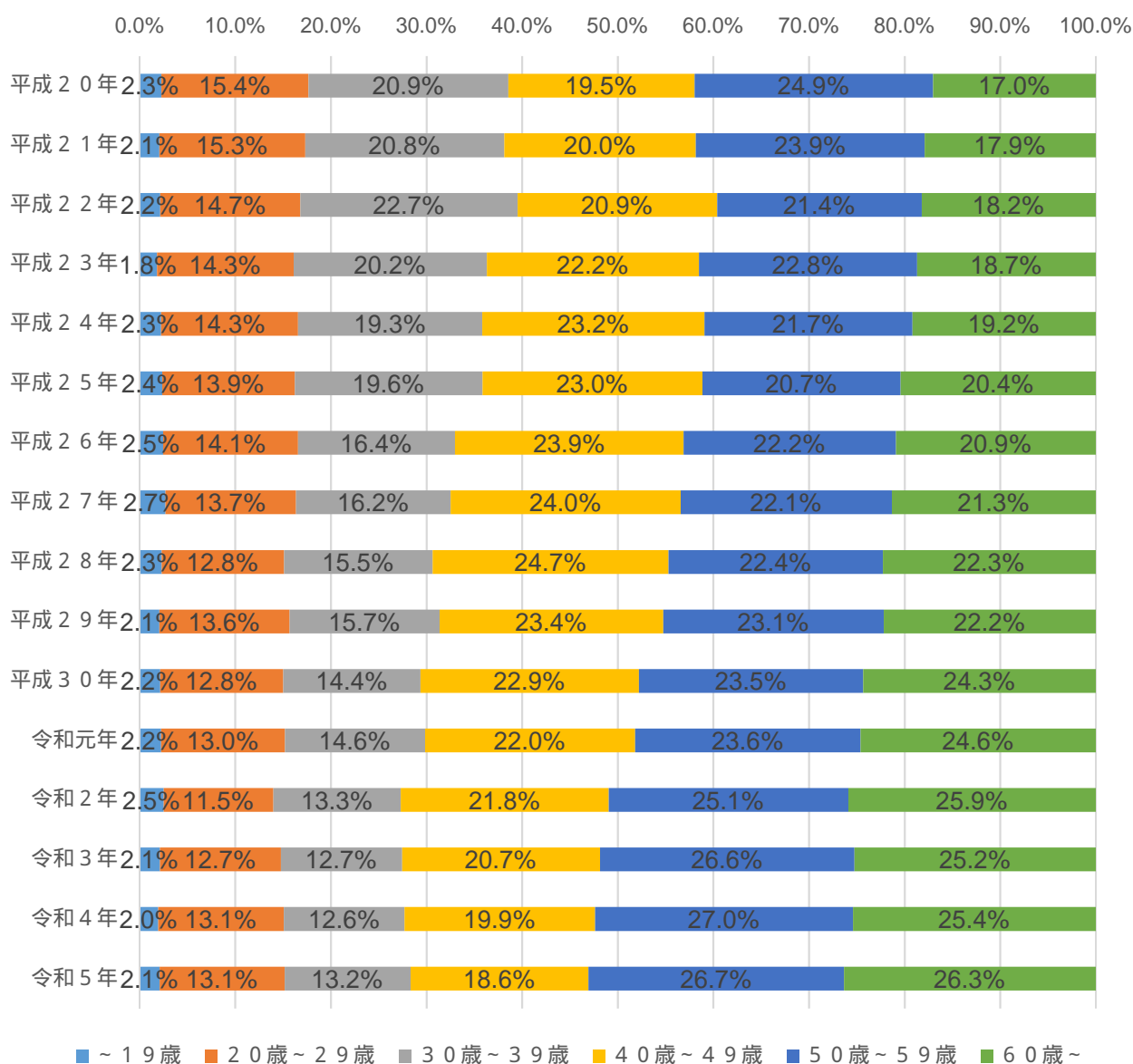
# 7 高齢労働者の労働災害発生状況

## 1 . 死傷災害

高齢化社会の進行に伴い、50歳以上の労働者が被災者となる割合が増加傾向となっています。平成24年から令和5年までの12年間については毎年50歳以上の労働災害の割合が増加しており、令和2年になると全体の半数以上が50歳以上の労働災害となっています。なお、就業構造基本調査から算出した雇用者に占める60歳以上の者の割合と比べても、労働災害の発生率増加幅が大きくなっています。

高齢者の労働災害の特徴として、高年齢になるほど転倒・腰痛による労働災害の発生率が高い傾向にあります。また高年齢になるほど休業見込期間が長期化する傾向にあります。

労働災害発生状況の推移（年齢階層別割合、休業4日以上死傷者）



(注) 新型コロナ関連を除く。

参考：雇用者に占める60歳以上の者の割合（就業構造基本調査における有業者総数より算出）

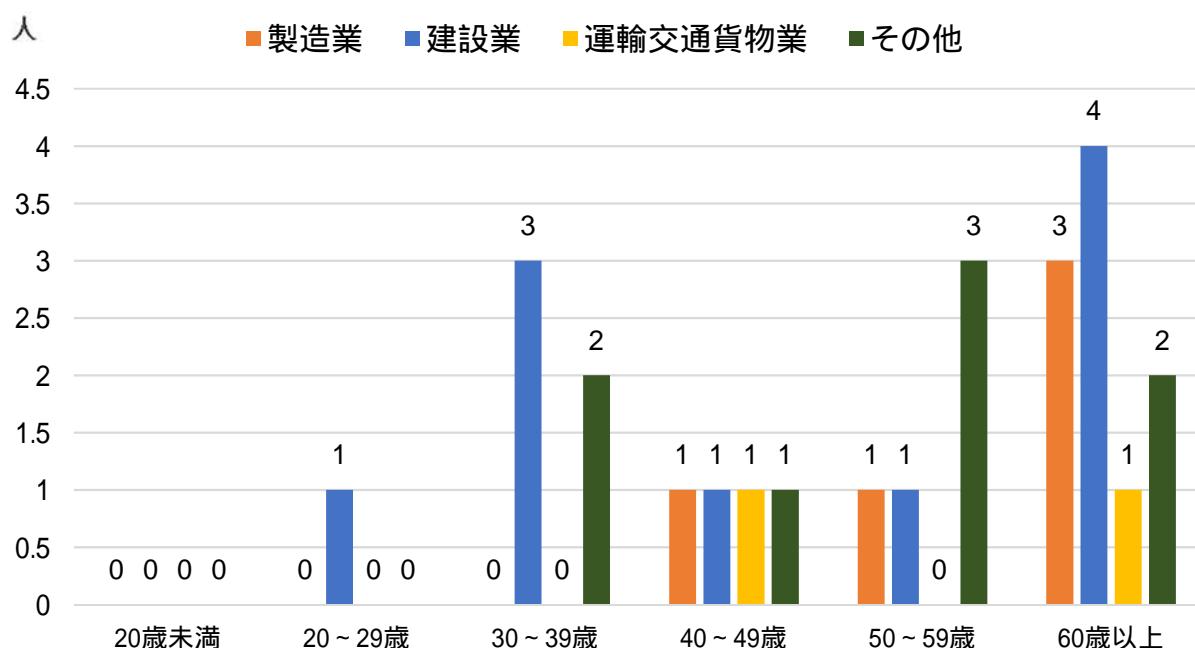
調査年	平成14年	平成19年	平成24年	平成29年	令和4年
千葉県	13.0%	16.3%	19.3%	20.3%	19.6%

## 2 . 死亡災害

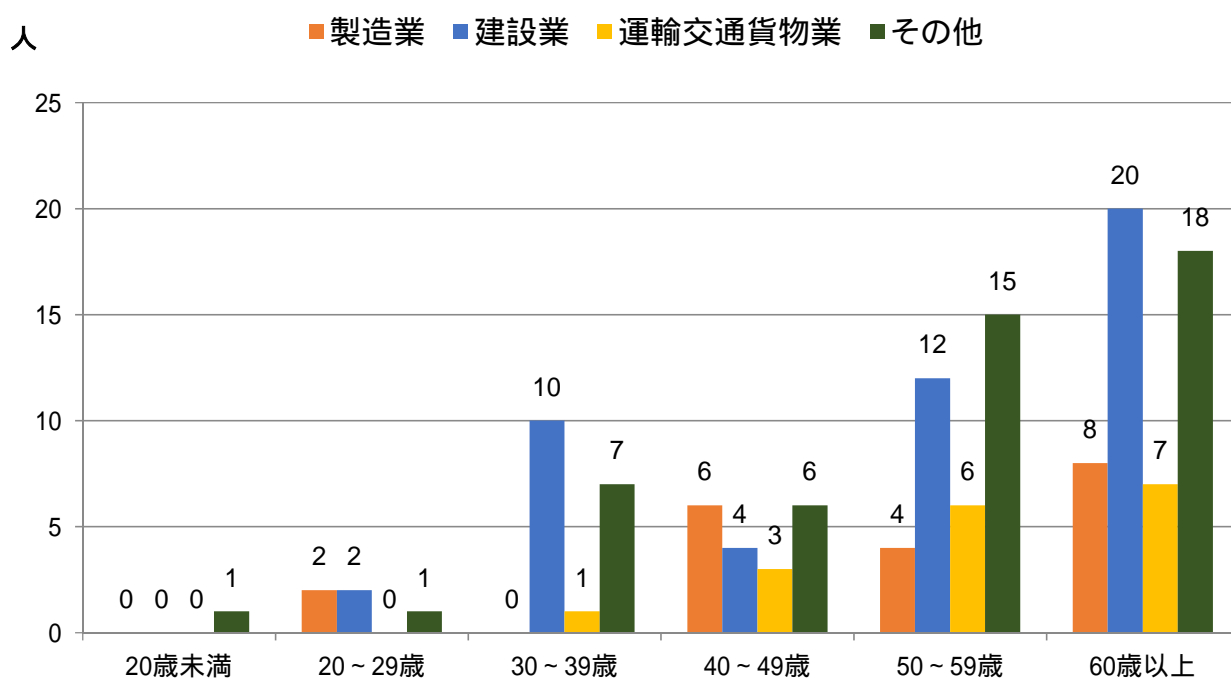
令和5年に発生した死亡災害のうち、60歳以上が10人、4割を占めています。

また、令和元年から令和5年までの5年間では死亡者数133人のうち、60歳以上が53人、39.8%を占め、50歳以上にすると90人、67.7%を占めており、年齢が高くなるにつれて死亡災害が多くなる傾向にあります。

### 年齢階層別、主な業種別死亡者数 令和5年



### 過去5年間の合計(令和元年~令和5年)



(注) 新型コロナ関連を除く。

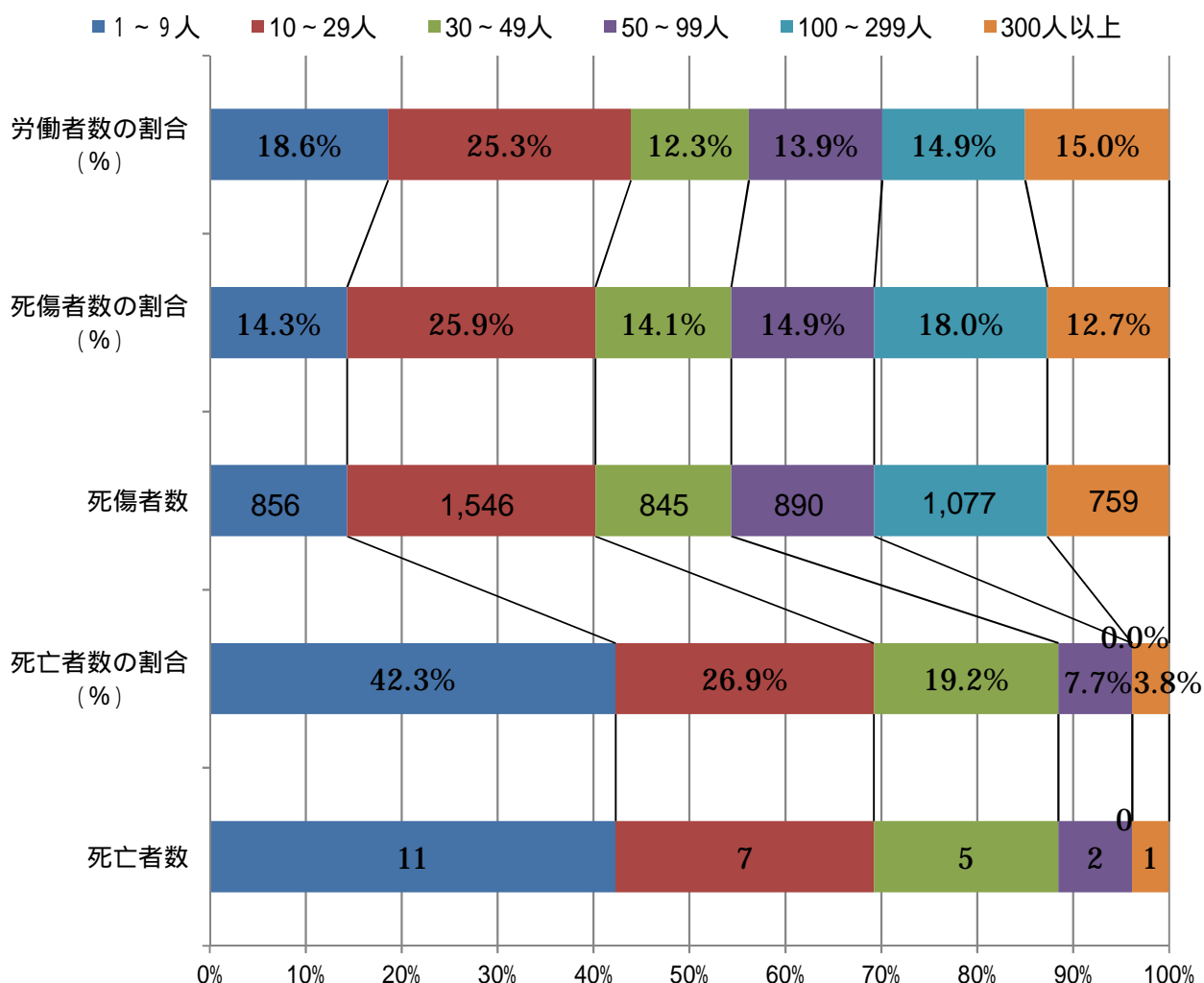
## 8 中小規模事業場に多い死亡災害

令和5年の死傷災害は全産業の事業場規模別では死傷者数の割合と比較して強い関連性は認められません。

一方、死亡災害については、労働者30人未満の中小規模事業場で約3分の2以上(72.0%)を占めており、これらは毎年同様な傾向にあります。

このように、死傷災害については事業場の規模によらず発生していますが、死亡災害については、中小規模事業場で比較的多く発生しています。

事業場規模別労働災害発生状況(令和5年)

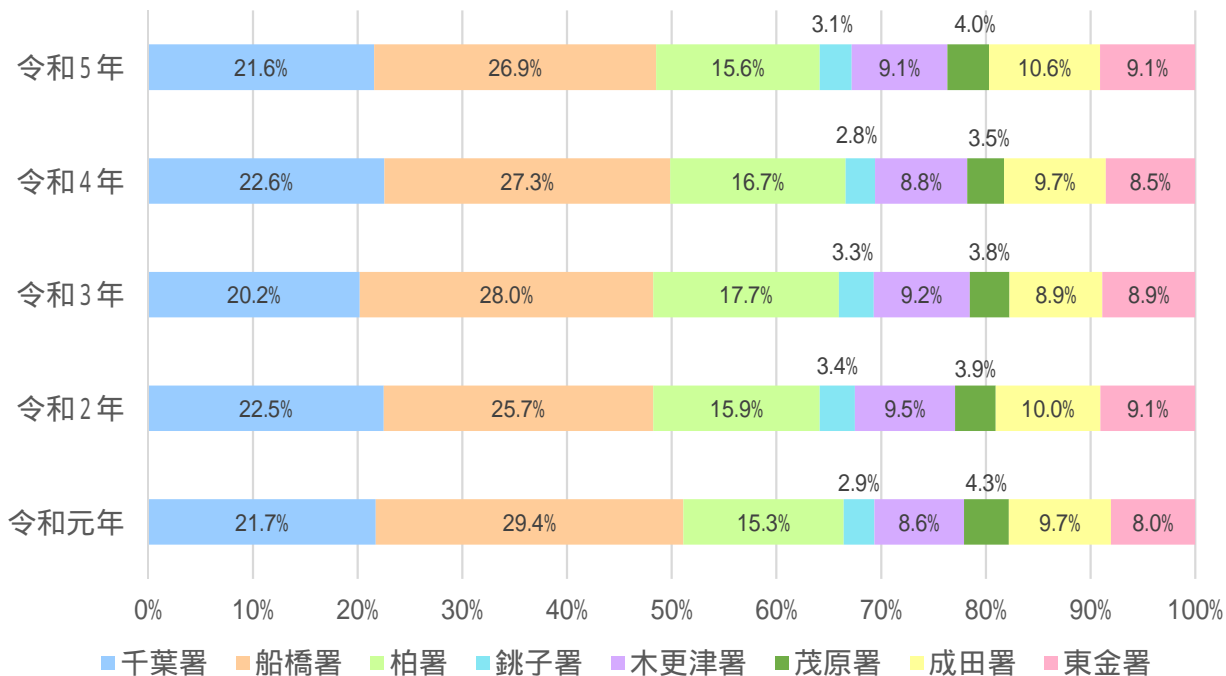


(注) 労働者数の割合は経済センサス-基礎調査(平成26年)に基づき算出  
新型コロナウイルス感染症関係を除く。

## 9 監督署別の労働災害発生状況

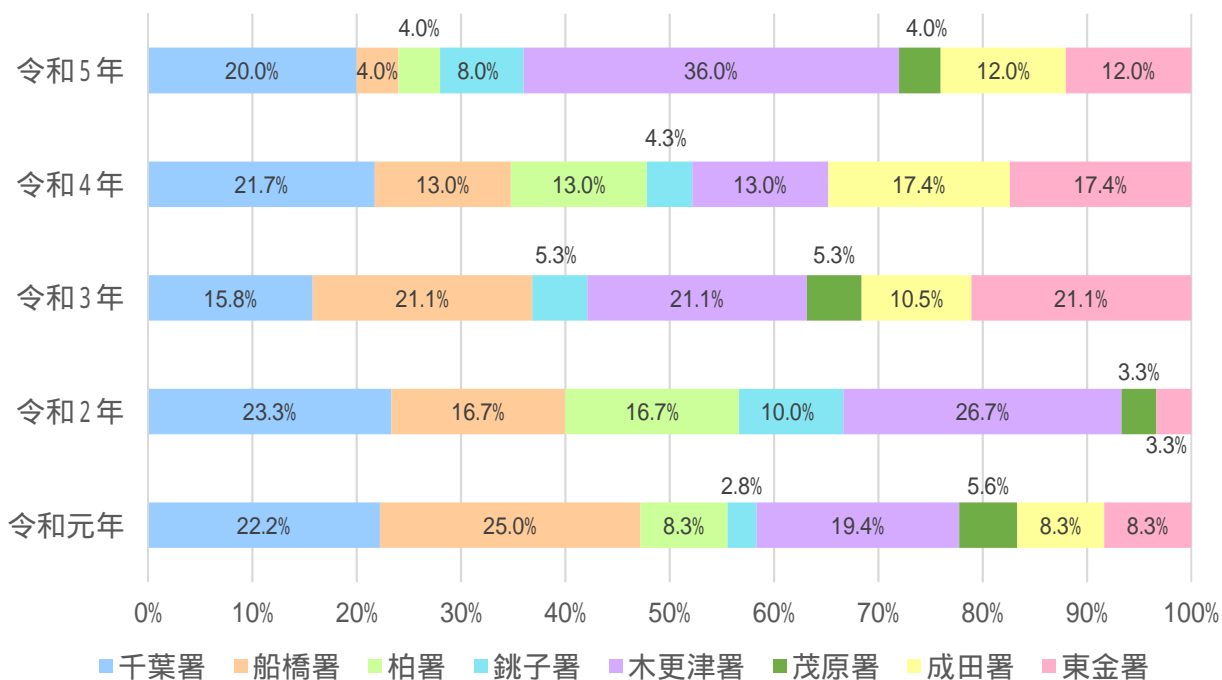
死傷災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部3署で全体の約3分の2を占めています。令和5年の死亡災害は、木更津署で最も多く9件の災害が発生しています。

### 1. 死傷災害



(注) 新型コロナ関連を除く。

### 2. 死亡災害



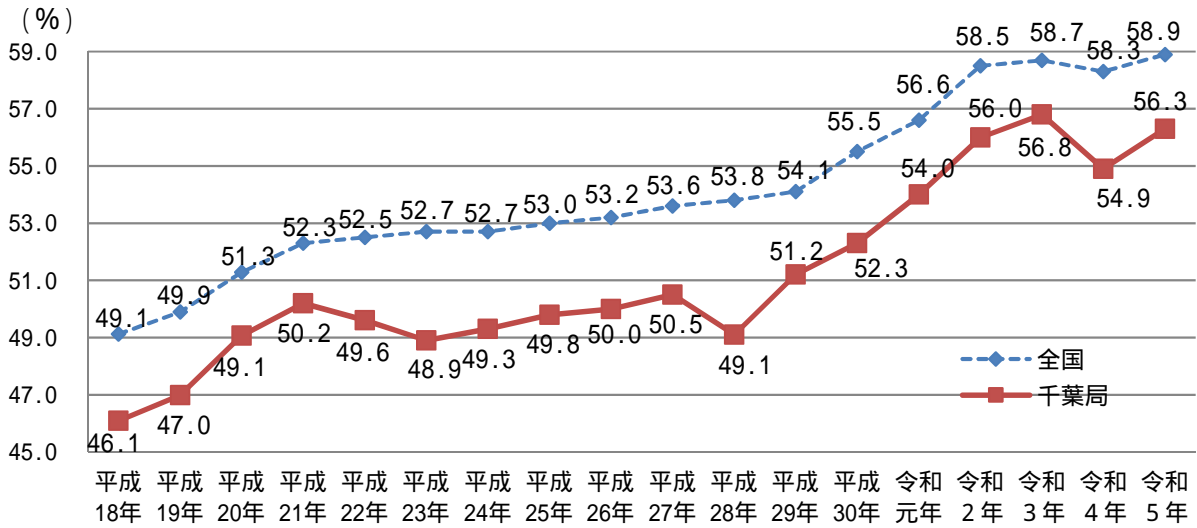
(注) 新型コロナ関連を除く。

# 10 依然として増加傾向の有所見率

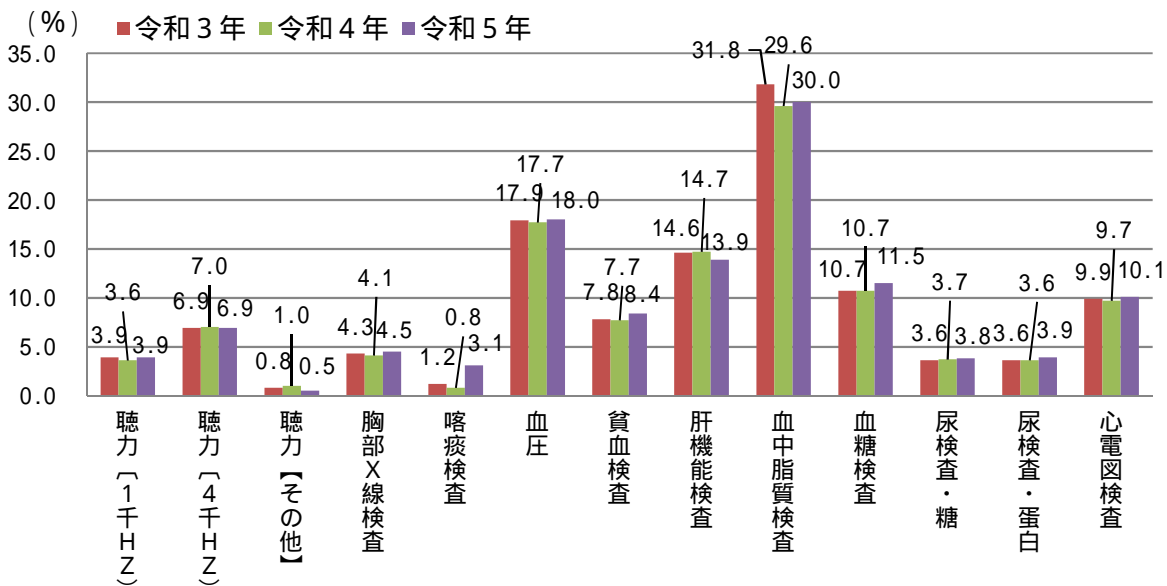
(注) 定期健康診断結果報告書による。

## 1. 定期健康診断結果有所見率の推移

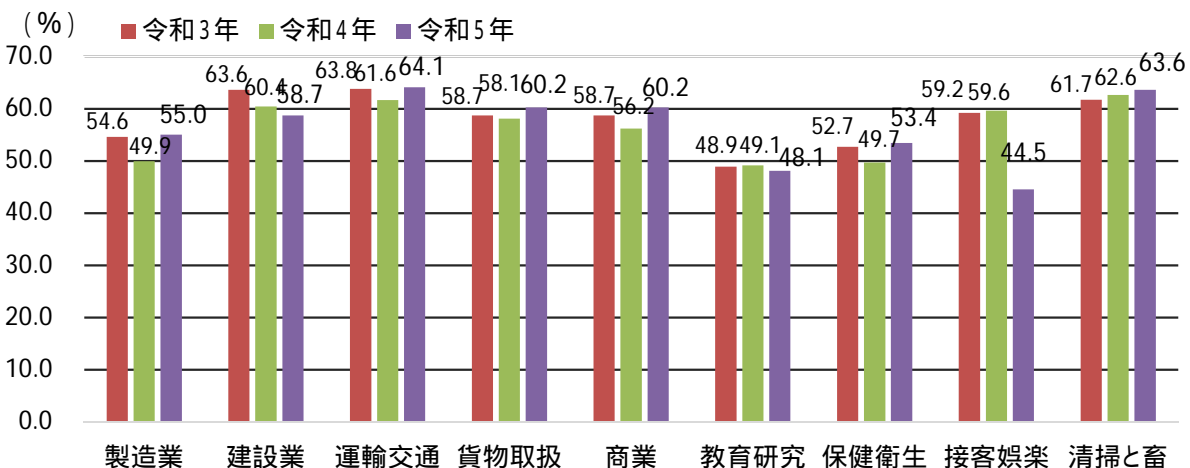
労働者の高齢化に伴って有所見率は増加傾向にあり、減少に転じさせるための取組が求められます。



## 2. 千葉県における項目別有所見率



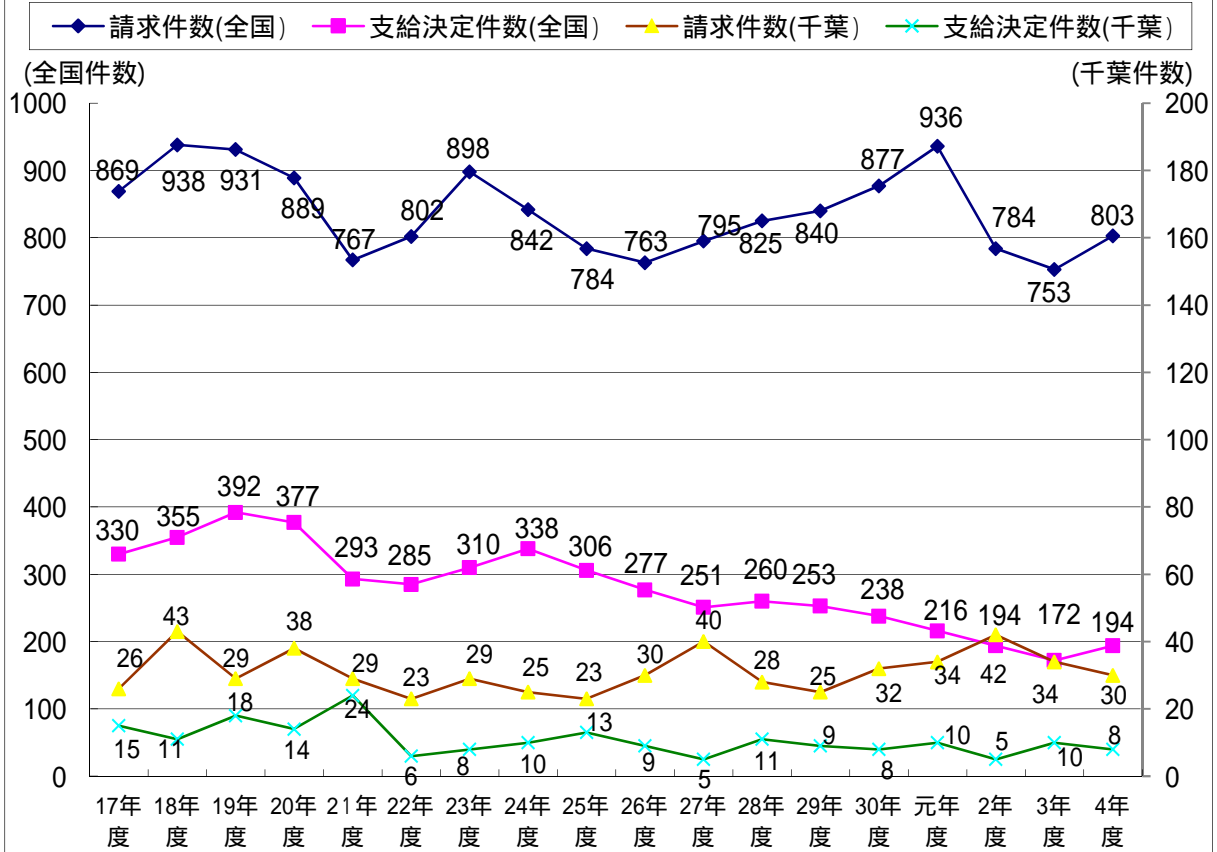
## 3. 千葉県における業種別有所見率





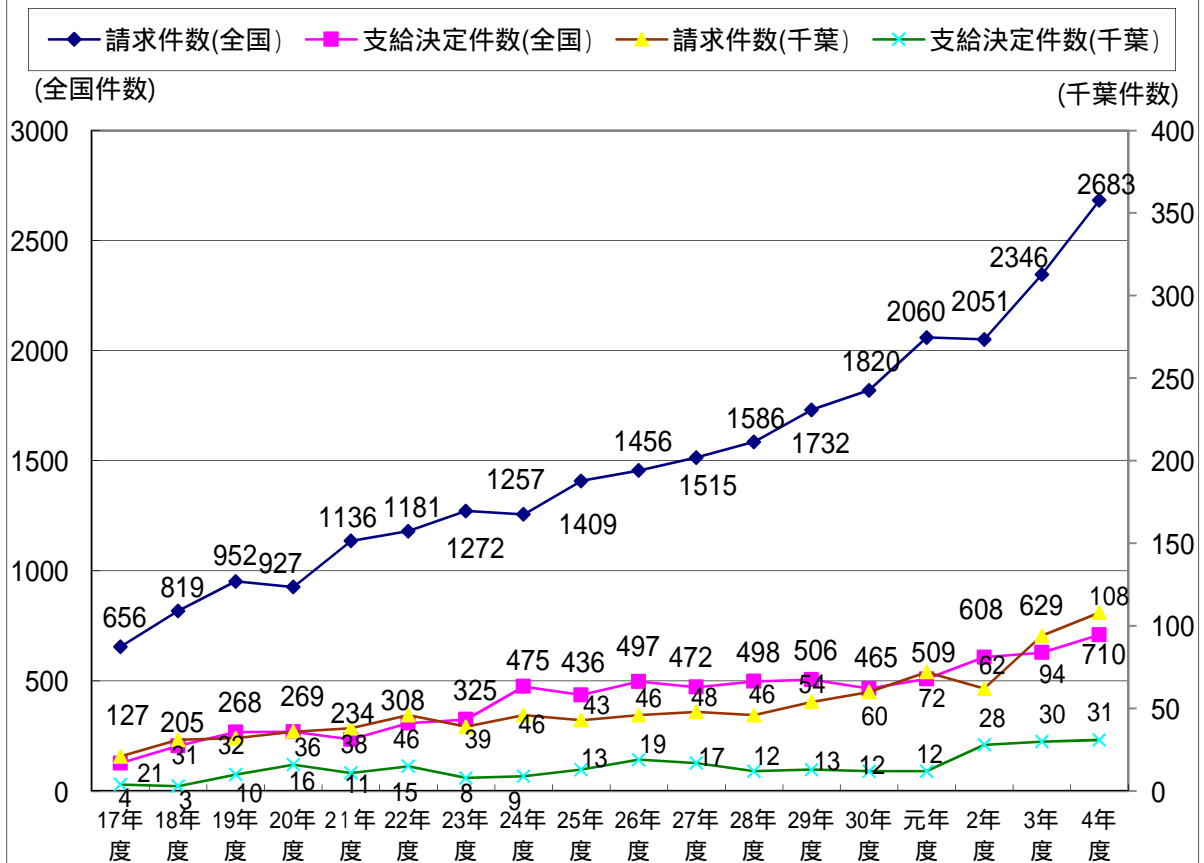
# 1.1 過労死等の労災補償状況の推移

1 脳血管疾患及び虚血性心疾患に関する労災補償状況の推移



注 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

2 精神障害に関する労災補償状況の推移



注 支給決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

## 12 令和5年の死亡災害

### 1. 製造業

番号	災害発生日	業種	事故の型	発生状況
1	3月	金属製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	鋼板供給装置の調整作業中、同装置が作動し、鋼板と搬送ロールとの間に被災者が挟まれた。
2	5月	土石製品製造業	墜落・転落	自社敷地内において、斜面の除草作業に従事していた被災者が、地上約2mのコンクリートブロック上に倒れている状態で発見された。地上から高さ約10mの斜面の一部が除草されており、同斜面に熊手と鉋(ナタ)が残されていた。
3	7月	セメント・同製品製造業	高温・低温の物との接触	製品の運搬業務に従事していたフォークリフトの運転者が、午後の休憩後に倒れているところを発見され、熱中症と診断された。当日の最高気温35.4。
4	9月	自動車整備業	崩壊・倒壊	ジブクレーンの整備作業を行っていたところ、ジブクレーンが倒れ、それに巻き込まれた。
5	12月	機械(精密機械を除く)器具製造業	はさまれ・巻き込まれ	工場内に設置されている塗装機の一部である自動搬送機と、その周囲を囲んでいる柵との間に挟まれた。

### 2. 建設業(土木・建築・その他工事関係)

番号	災害発生日	業種	事故の型	発生状況
6	1月	道路建設工事業	墜落・転落	道路の盛土工事において、資材を攪拌するホッパー内部の清掃を行っていた際、ホッパー内に転落し、攪拌部との間に胸部が挟まれた。
7	2月	その他の建築工事業	墜落・転落	外壁塗装工事の足場(2層目又は3層目)にて作業中、建物と足場との隙間から地上に墜落した。足場躯体側には、手すり等がなかった。
8	2月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落・転落	工事の事前確認を行うため、建物の屋外通路を歩行中に通路床板が抜け、高さ約20m下の屋根に墜落した。
9	2月	その他の土木工事業	崩壊・倒壊	杉の立木(樹高約27m)を伐採作業中、見張りをしていた被災者に切り倒した木が激突した。
10	5月	土地整理土木工事業	転倒	ドラグ・ショベル(移動式クレーン仕様付)にて資材の積込作業を行っていたところ、ドラグ・ショベルの足元である敷地の端が崩れ、ドラグ・ショベルが横転し、運転者が吊荷の下敷きとなった。
11	5月	その他の建築工事業	墜落・転落	鉄骨造マンションの防水工事において、外部足場の4層目(高さ約8m)から地上へ墜落した。外部足場には、中さん等がなかった。
12	6月	電気通信工事業	感電	電柱上に設置されている変圧器の部品交換作業を行っていた。既設部品を取り外し終え、新しい部品を取付作業中に感電した。
13	9月	その他の建築工事業	墜落・転落	厩舎の補修工事において、左官工事を行っていたところ高さ2.28mの足場作業床から墜落した。

14	10月	道路建設工事業	交通事故 (道路)	工事現場近くの歩道内に軽自動車が入り、それに激突された。
15	11月	その他の 土木工事業	飛来・落下	土地造成のため、樹高約20mの立木をチェーンソーにて伐採作業中、立木が縦に裂け、裂けた部分が被災者の上に落下して挟まれた。

### 3. 運輸交通業・貨物取扱業

番号	災害発生月	業種	事故の型	発生状況
16	2月	道路貨物運送業	交通事故 (道路)	トラックを運転中に交差点内で、対向車線の右折車と衝突し、その弾みで左前方のコンクリート擁壁に激突した。
17	8月	道路貨物運送業	墜落・転落	自動車(乗用車)を運搬するため、車両運搬車の荷台(上段)に乗用車を積み込む作業を行っていたところ、荷台から墜落した。

### 4. 警備業

番号	災害発生月	業種	事故の型	発生状況
18	2月	警備業	交通事故 (道路)	被災者は、道路上を移動しながら作業するコンテナ車の後方にて、コンテナ車、一般通行車両及び歩行者の誘導作業に従事していた。コンテナ車は対向車に道を譲るため、後退したところ被災者と接触した。
19	6月	警備業	転倒	事業場敷地内の除草作業を一人で行っていた被災者が頭から出血し倒れていた。被災者が倒れていた付近の敷地境界ブロックに血痕があったことから、除草作業中に転倒したことが推測される。
20	8月	警備業	高温・低温 の 物との接触	屋外の建設現場にて交通誘導を行っていたところ、15時頃に体調が悪くなったため早退。帰宅途中で体調不良が悪化し救急搬送され、熱中症と診断された。当日15時の気温は35であった。

### 6. その他の業種

番号	災害発生月	業種	事故の型	発生状況
21	3月	産業廃棄物 処理業	はさまれ・ 巻き込まれ	高速道路を走行中に、渋滞で停止中の車列に追突した。
22	4月	農業	激突され	被災者は、農園内の道に車両を駐車させて、車両から野菜の苗を降ろす作業をしていたところ、同僚が運転する別の車両が被災者に近寄り停車しようとしたところ、急加速して被災者に激突した。
23	7月	その他の事業	墜落・転落	開口部がベニヤ板で塞がれている箇所に作業のため立ち上がったとき、ベニヤ板を踏み抜き約30m墜落した。
24	8月	その他の事業	墜落・転落	事業場内の植栽の剪定作業を行っていた。脚立に跨った状態で高枝を切ろうとして身体を伸ばしたところ、バランスを崩して脚立(踏面の高さ1.2m)から墜落した。
25	10月	その他の事業	その他	オオスズメバチの巣(土の中)を駆除するため、防護服を着用して近づいたところ、オオスズメバチに刺された。

13 参考資料

事故の型分類表

分類番号	分類項目	説明
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所が崩れ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。車両系機械などとともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづき又はすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械などとともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合には感電に分類する。
3	激突	墜落・転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
4	飛来・落下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人に当たった場合をいう。研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落としした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩壊・倒壊	堆積した物(はい等も含む)、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。つり荷、動いている機器の部分などが当たった場合を含む。交通事故は除く。
7	はさまれ・巻きこまれ	物にはさまれる状態及び巻きこまれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。プレス of 金型、鍛造機 of ハンマ等による挫滅創等はここに分類する。ひかれる場合を含む。交通事故は除く。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
11	高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。高温又は低温の環境下にばく露された場合を含む。(高温の場合) 火災、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。(低温の場合) 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。(起因物との関係) 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
14	爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。(起因物との関係) 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。容器、装置等から内容物が取り出された、又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
15	破裂	容器又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。圧かきを含む。研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来・落下に分類する。(起因物との関係) 起因物としてはボイラー、圧力容器、ボンベ、化学設備等がある。
16	火災	(起因物との関係) 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
17	交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
18	交通事故(その他)	交通事故のうち船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。公共輸送用の列車、電車を除き、事業場構内における交通事故は、それぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い荷物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は、無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
90	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。(注: 新型コロナウイルス感染症含)
99	分類不能	分類する判断材料に欠け分類困難な場合をいう。

印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起 因 物 分 類 表

分類番号			分類番号	分類番号			分類番号							
大	中	小		大	中	小								
1	動力機械	11	111	原動機	3	31	311	ボイラー						
		12	121	動力伝導機構			312	圧力容器						
		13	木材加工用機械	131			丸のご盤	319	その他の圧力容器					
	132			帯のご盤		32	321	化学設備						
	133			かんな盤			33	331	ガス溶接装置					
	134			角のみ盤、木工ボール盤		332		アーク溶接装置						
	135			面とり盤、ルータ、木工フライス盤		339		その他の溶接装置						
	136			チェーンソー		34	341	炉 窯						
	139			その他の木工用機械			342	乾燥設備						
	14	建設機械等	141	整地・運搬、積込み用機械			349	その他の炉窯等						
			142	掘削用機械		35	351	送配電線等						
			143	基礎工事用機械			352	電力設備						
			144	締固め用機械			359	その他の電気設備						
			145	解体用機械		36	361	人力クレーン						
			146	高所作業車			362	人力運搬						
			149	その他の建設用機械			363	人力機械						
	15	金属加工用機械	151	旋盤			364	手工具						
			152	ボール盤、フライス盤		37	371	はしご等						
			153	研削盤、バフ盤			372	玉掛用具						
			154	プレス機械			379	その他の用具						
			155	鍛圧ハンマー		39	391	その他の装置、設備						
			156	シャー			4	41	仮設物、建築物、構築物等	411	足場			
			159	その他の金属加工用機械						412	支保工			
	16	一般動力機械	161	遠心機械						413	階段、棧橋			
			162	混合機、粉碎機		414				開口部				
			163	ロール機（印刷ロール機を除く）		415				屋根、はり、もや、けた、合掌				
			164	射出成型機		416				作業床、歩み板				
			165	食品加工用機械		417				通路				
			166	印刷用機械		418	建築物、構築物							
			167	産業用ロボット		419	その他の仮設物、建築物、構築物等							
	169	その他の一般動力機械	5	51		危険物有害物等	511	爆発性の物等						
	17	伐出機械等					171	伐木等機械	512	引火性の物				
							172	走行集材機械	513	可燃性のガス				
173					架線集材機械		514	有害物						
179					その他の車両系林業用機械		515	放射線						
2	物上げ装置・運搬機械	21	動力クレーン等	6	61	荷	519	その他の危険物、有害物等						
							52	材料	521	金属材料				
									522	木材、竹材				
									523	石、砂、砂利				
							529	その他の材料	7	71	環境等	611	荷姿のもの	
							612	機械装置						
							22	動力運搬機	221	トラック	71	環境等	711	地山、岩石
									222	フォークリフト			712	立木等
									223	軌道装置			713	水
	224	コンベア	714	異常環境等										
	225	ローダー	715	高温、低温環境										
	226	ストランドルキャリア	716	その他の環境等										
	227	不整地運搬車	9	91	911	その他の起因物								
	229	その他の動力運搬機				92			921	起因物なし				
	23	乗物				231			乗用車、バス、バイク	99	999	分類不能		
			232	鉄道車両										
			239	その他の乗り物										

# STOP! 熱中症

令和6年5月～9月

## クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

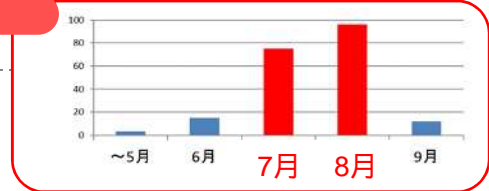
職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



実施期間：令和6年5月1日～9月30日（準備期間4月、重点取組期間7月・8月）









キャンペーン実施要綱



確実に実施できているかを確認し、**に**チェックを入れましょう!

### 準備期間（4月1日～4月30日）

労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立	
暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検	
作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	
設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討	
休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	
服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討	
緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知	
教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施	

迷わず救急車を呼びましょう!

労働災害防止キャラクター **チューイカン吉**

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

 厚生労働省・千葉労働局・各労働基準監督署

(R6.3)

# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効






WBGT値、確認ヨシ!



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置 
服装	準備期間に検討した服装を着用 
作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 新規入職者や休み明け労働者に注意
水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取 
プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減 
健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 糖尿病、 高血圧症、 心疾患、 腎不全、 精神・神経 関係の疾患、 広範囲の皮膚疾患、 感冒、 下痢
日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導 
異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、 病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 <b>全身を濡らして送風することなどにより体温を低減</b> 一人きりにしない

## 重点取組期間（7月・8月）にすべきこと

暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加  
暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底  
水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底  
作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加  
熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

**体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**





## 第14次労働災害防止計画 ～ Safe Work CHIBA ～

「一人一人が安全で健康に働ける「ちば」のために」

### 基本目標

死亡災害：2022年と比較して、2027年までに**5%以上**減少させる。  
死傷災害：2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、  
2022年と比較して2027年までに**減少**に転じさせる。